

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「 第1号 ・ 法第72条の2第1項第3号 ・ 第4号 に掲げる事業」	事業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収益配分額の計算」 (①から④までの各欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4 「単年度損益⑤」	(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあっては、この欄を「(別表5⑭-同表⑥)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限ります。)による改正前の法人税法(以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。)第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑨)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下「令和2年旧震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限ります。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされ	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。

	<p>る法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項（令和2年旧震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項又は読替後の令和2年旧法人税法第59条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第6号様式㉔」とあるのは「(第6号様式㉔-別表11㉔)」と、「別表5㉔」とあるのは「(別表5㉔-別表11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第59条の2又は令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第59条の2若しくは第68条の2の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表4）の33又は法人税の明細書（別表4の2付表）の41の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合には当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合には当該額を減算した金額を記載します。</p> <p>(7) 租税特別措置法第66条の5の3第1項、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の5の3第1項又は令和2年旧措置法第68条の89の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（2の3））の10の欄から23の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の2（2）付表1）の8の計の欄から26の欄を控除した金額を加算した金額を記載します。</p> <p>(8) 第6号様式別表5の㉔から㉗まで及び㉙の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉘に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。</p>	
5「付加価値額㉕」	この欄の金額が零又は負数の場合には、㉖から㉙までの各欄に記載する必要はありません。	
6「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合㉖」	この割合に1%未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	
7「 $(4) \times 70 / 100$ ㉗」	(1) ㉖の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8「雇用安定控除額㉘」	㉖の欄の数値が70%を超える場合に限り記載します。	
9「雇用者給与等支給増加額㉙」	第6号様式別表5の6の㉔又は第6号様式別表5の6の3の㉕の各欄の金額を記載します。	
10「資本金等の額㉚」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいいます。）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の㉔の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉕の欄の金額</p> <p>(3) 法第72条の21第1項各号若しくは第2項又は令和2年旧法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける法人（(6)に掲げる場合を除きます。） 第6号様式別表5の2の3の㉖の欄の金額</p> <p>(4) 課税標準の特例（法附則第9条第2項、第11項及び第12項又は令和2年旧法附則第9条第2項、第11項、第12項及び第18項）の規定の適用を受ける法人 銀行法第5条第1項に規</p>	<p>清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです）。</p>

	<p>定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例（法附則第9条第3項）の規定の適用を受ける法人 10億円</p> <p>(6) 課税標準の特例（法附則第9条第17項）の規定の適用を受ける法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) (ロ)に掲げる場合以外の場合 下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉘の欄の金額</p> <p>(ロ) 法第72条の21第1項各号の規定の適用を受ける場合 第6号様式別表5の2の3の㉙の欄の金額</p> <p>(7) 課税標準の特例（法附則第9条第23項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉚の欄の金額</p> <p>(8) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉘の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉘の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>	
11「当該事業年度の月数㉛」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>また、法第72条の21第3項、第4項若しくは第5項又は令和2年旧法第72条の21第4項若しくは第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。</p>	
12「 $\text{㉜} \times \text{㉛} / 12$ ㉜」	<p>この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
13「控除額計㉝」	<p>次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人（(2)に掲げる法人である場合を含みます。） 第6号様式別表5の2の3の㉞の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項又は令和2年旧法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の3の㉟の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 第6号様式別表5の2の3の㊱の欄の金額</p> <p>(4) 法第72条の21第6項又は令和2年旧法第72条の21第6項（一定の持株会社の資本金等の額の算定）の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第6号様式別表5の2の4の㊲の欄の金額</p>	
14「㉞のうち1,000億円以下の金額㉞」、「㉞のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額」 $\times 50 / 100$ ㉟及び「㉞のうち5,000億円を超え1兆円以下の金額」 $\times 25 / 100$ ㊱」	<p>(1) ㉞の欄の金額が1,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、1,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を㉞の欄に、㉞の欄の金額が1,000億円を超え5,000億円（その事業年度が1年に満たない場合には、5,000億円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じです。）以下であるときは、当該金額を1,000億円以下の金額及び1,000億円を超え5,000億円以下の金額に区分してそれぞれ㉞及び㉟の各欄に、㉞の欄の金額が5,000億円を超えるときは、当該金額を1,000億円以下の金額、1,000億円を超え5,000億円以下の金額及び5,000億円を超え1兆円（その事業年度が1年に満たない場合には、1兆円に当該事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額）以下の金額に区分して、それぞれ㉞、㉟及び㊱の各欄に記載します。</p> <p>(2) これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㊲」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㊳」、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㊴」及び「計	<p>法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㊲」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第1号に掲げる事</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。</p>

⑭	<p>業（非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑳」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業（以下「収入金額等課税事業」といいます。）に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㉑」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者数のうち同項第4号に掲げる事業（以下「特定ガス供給業」といいます。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計㉒」の欄には、㉒欄、㉑欄及び㉑欄の合計を記載します。</p> <p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合 (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は特定ガス供給業を開始した場合 (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を開始した場合 (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を廃止した場合</p>	
16「課税標準となる資本金等の額㉓」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額㉔」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	資本金の額又は出資金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
18「当期中の減少額㉕」及び「当期中の増加額㉖」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の欄は、法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の㉗の欄若しくは㉘の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉙の欄若しくは㉚の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉛の欄若しくは㉜の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	